

叙位 叙勲

故大林喬任県議会議員

正五位旭日中綬章を受章



故大林喬任県議会議員

平成18年12月17日に死去された故大林喬任さん(小倉)に、政府から正五位旭日中綬章が授与されました。

大林さんは、昭和46年の吉岡村議会議員当選以降、昭和48年には吉岡村長就任、昭和58年に

は県議会議員に当選。平成11年には群馬県議会議員と要職を歴任され、町の発展と地域住民のために尽力されました。今回の受章は、これらの地方自治に対する功績がたたえられたものです。ご冥福をお祈りいたします。

年金 「国民年金保険料納付相談会」のお知らせ

休日の年金相談

渋川社会保険事務所では休日の国民年金保険料納付相談窓口を開設いたします。

保険料を未納のままにしてしまつと、将来受ける年金額が減額されたり、年金が受けられな

くなるばかりか、万が一の事故などで障害者になったときの障害年金や、一家の支え手が亡くなったときの遺族年金が受けられなくなる場合があります。日ごろ忙しく保険料の納付や

免除の相談ができない人などは、年金手帳または納付書などを持参のうえ、この機会をご利用してください。

また口座振替での保険料納付をご希望の場合は、預金通帳と届出印を持参してください。

手続 軽自動車・バイク・耕運機など 廃車・変更などの手続きはお早めに

軽自動車税は、バイク、小型特殊自動車(耕運機等)などを使用しなくても、他人に譲渡した場合でも手続をしなければ元の所有者に課税されます。また、住所が変わった場合も変更手続きが必要です。

まだ手続きが済んでいない人は、3月中旬に手続きをすれば平成19年度から課税されませんので、早急に手続きをお願いいたします(年度途中で変更になつても月割りなどの還付はありません)。

▼手続き・問合せ先

吉岡町のナンバー(125cc以下のバイクなど)を持っている人
役場税務課 ☎54・3111(内線138)

群馬県のナンバーを持っている人

▼相談日 3月10日(土)・11日(日)

▼受付時間 午前9時30分〜午後4時

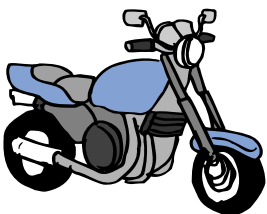
▼問合せ先 渋川社会保険事務所 ☎22・1611

〔軽二輪125cc超250cc以下〕
群馬県自動車整備振興会 ☎027・261・0221

〔二輪の小型自動車(250cc超)〕
関東運輸局群馬運輸支局 ☎050・5540・2021

〔軽四輪〕
軽自動車検査協会群馬事務所 ☎027・261・4621

(テレフォンサービス)027・290・2264



税金

土地・家屋などをお持ちの人

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に、土地・家屋・償却資産を所有している人に課税される税金です。町では、平成19年度の課税基礎となる固定資産課税台帳の内容の閲覧をします。土地・家屋などの固定資産をお持ちの人、特に前年中に土地を取得した人や、家屋の新築・取り壊しをした人は、課税台帳を閲覧して確認してください。

▼閲覧期間 4月2日(月)～平成20年3月31日(月)

▼閲覧できる人 納税者本人、納税管理人、納税者の委任を受けた人（委任状または代理人選任届が必要）。また、閲覧の際、印鑑をお持ちください。

▼問合せ先 役場税務課 ☎54・3111（内線137）

募集

粹だね

消防団員募集



消防団では、消防団員を募集しています。

▼消防団とは 消防本部や消防署と同様に、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。地域における消防防災の要として、

平常時・災害時を問わずその地域に密着し、地域の安心安全を守っています。団員は普段、仕事をもちながら、ボランティア精神によって消防団に入団しています。

▼消防団員の待遇 消防本部などの職員と同じく、権限と責任を有する非常勤の地方公務員です。年額報償金、出動手当てが支給され、公務災害補償などが受けられます。

▼年齢 満18歳～55歳

▼活動内容 消防活動はもちろん、地震や風水害など大規模災害時の救助・救出・警戒・巡視・避難誘導など災害防衛に当たるとともに平常時には訓練、住民への啓発、広報活動、防火活動、特別警戒などの役割を果たしています。

▼問合せ先 役場総務課防災交 通係 ☎54・3111（内線124）

福祉

福祉タクシー券の交付

平成19年度より新規福祉事業

町では、平成19年度から新規事業として、在宅の障害者および一人暮らしの高齢者が医療機関へ通院のため外出する場合、タクシー以外の公共交通機関を利用することが困難なためタクシーを利用する場合に、その運賃の基本料金分のタクシー利用券を申請により交付します。

▼交付対象 本町に1年以上住所を有する

在宅の次のいずれかに該当する人。ただし、自動車税または軽自動車税の減免を受けている人の世帯に属する人または生活保護者は対象となりません。

- ①身体障害者手帳の障害の等級が1級の手帳所持者
- ②療育手帳の障害の程度がA1・A2（旧A重）の手帳所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の手帳所持者



▲秋季点検



▼ポンプ操法

今月の納税

国民健康保険税・・・12期
介護保険料・・・12期

納期限 4月2日(月)

便利で確実な口座振替も利用できます

④満70歳以上の一人暮らしの高齢者（日常での生活実態が一人暮らしであって、同一敷地などに親族がいない人）

▼交付内容

タクシー利用券年間48枚（月4枚）（ただし、年度途中に、誕生日を迎えた人または被認定者については、交付枚数が月割りとなります。）

▼交付方法

利用を希望する人は、福祉タクシー券交付申請書に所定の事

改定 浄化槽設置事業 補助金制度の改定

浄化槽設置者（新規設置および単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合）には、

町の浄化槽設置事業費補助金交付要綱により国および県の補助を受け、一定の基準（公共下水道整備区域または認可区域、農業集落排水処理施設整備事業区域または計画区域を除く全域。ただし5戸以上の分譲住宅や貸家および1,000㎡以上の開発行為などに該当する場合は対象外。また、原則的に一般住宅のみ補助対象となりますが、例外とし公共性の高い建築物は含

項を記入し、手帳および印鑑を持参し、保険福祉課へ申請してください。審査の上、交付します。

※申請は本人および家族の本人以外が申請する場合は委任状が必要です。

▼申請期間

交付申請受付は、3月15日（木）から。

▼申請場所

役場保険福祉課
問合せ先
保険福祉課 福祉係 ☎54・3111（内線145）

む。を満たしていれば補助金が交付されます。

今回の改定につきましては、

厳しい財政状況などにより交付額が減額となり、平成19年4月から適用となりますので、浄化槽の設置をする場合はご確認をお願いします。

また、引き続き水環境を守るため、浄化槽管理者（一般的には浄化槽を設置した人）およびこれから設置を予定している人につきましては、浄化槽法に基づく定期的な保守点検と清掃および年1回の法定検査の実施にご

協力をお願いします。

▼交付金額

5人槽 174千円
6～7人槽 225千円

▼問合せ先

役場下水道課
☎54・3111（内線176・177）

選挙 4月8日・22日投票 統一地方選挙のお知らせ

吉岡町では、次の日程により選挙が行われる予定です。

・群馬県議会議員選挙

▼投票日 4月8日(日)

▼投票時間 午前7時～午後8時

▼期日 3月15日(木)

▼時間 午後1時30分

▼場所 役場2階会議室

▼立候補届出書類事前審査

▼期日 4月11日(水)、12日(木)

▼時間 午前9時～午後5時

▼場所 役場2階会議室

▼問合せ先

吉岡町選挙管理委員会

☎54・3111（内線123）

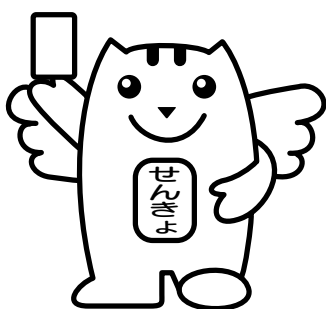
とができます。

・群馬県議会議員選挙

3月31日(土)～4月7日(土)

・吉岡町長および吉岡町議会議員選挙

4月18日(水)～21日(土)



みんなの一票大切に